

新型コロナウイルス感染症に 対応した避難所運営マニュアル

令和2年12月改訂

上富良野町

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルについて

新型コロナウイルス感染症については、国において令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われるなど、道内においても感染が拡大し町内においても感染者が発生しています。

こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、飛沫感染や接触感染を防ぐため徹底した感染症対策を行う必要があります。

避難所で感染が発生しクラスター化してしまうと「避難所崩壊」「医療崩壊」に繋がる可能性があることから、避難者、避難所勤務者、更には地域を守るためにも感染症対策に万全を期すことが重要です。

町では、具体的な対応策を検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため「避難所運営マニュアル」（令和2年5月策定）の増補版として「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を作成（令和2年5月策定）しました。

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所マニュアルを活用される際には、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮し、状況に応じて内容を見直し、適切な対応を図っていただきますようお願いします。

また、マニュアル等策定と併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を円滑に行うための具体的な役割・分担・手順を事前に確認していただきますようお願いします。

令和2年 5月初版

令和2年12月改訂

上富良野町総務課基地調整・危機管理室

目 次

1 事前準備

- (1) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 避難所運営を行う勤務者等の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設・・・・・・・・・・1
- (4) 避難所のレイアウト等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (5) 避難所の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (6) 発熱者等のための専用スペースの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (7) 専用スペース内での職員待機場所等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (8) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応・・・・・・・・4
- (9) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応・4
- (10) 住民への周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2 災害時の対応

- (1) 住民への周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (2) 避難所における感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (3) 避難者の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (4) 車両避難者の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (5) 避難所の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (6) 食事・物資等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (7) 発熱者等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (8) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応・・・・・・・・8
- (9) 自宅療養者及び濃厚接触者の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (10) ペット同行避難者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

1 事前準備

- (1) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握
 - ア 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。
また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能なかぎり準備する。
 - イ 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等
 - ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液（アルコール・次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%））、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
 - ・避難者等の健康管理用：赤外線体温計・電子体温計、血圧計 など
 - ・避難所運営スタッフ防護用：マスク、使い捨て手袋・ビニールエプロン又はレインコート・ゴーグル など
 - ・その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボールベット、テント、仮設トイレ、足踏み式ゴミ箱、ゴミ袋、洗濯機（避難が長期化した場合）、各種記録用紙 など
- (2) 避難所運営を行う勤務者等の安全の確保
避難所運営を行う勤務者等の安全の確保を図るため、徹底した感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。
また、勤務者等の体調管理の方法や対応ルール、従事後のルールを作成し体制を維持する。
- (3) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設
避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数等を想定し、できる限り多くの避難所を確保する。
 - ア 指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の選定・確保
 - ・発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。
 - 体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。
 - 居住区では、個人（又は家族）ごとに2 m程度の距離を確保することに留意する。
 - ・臨時避難所の開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、地域の実情に応じてホテル・旅館等の活用も検討する。
 - ホテル・旅館等の活用に当たっては事前に協定の締結等を行うよう努める。
 - ・臨時避難所を選定・確保するにあたっては、地域住民の生活圏を考慮する。

- ・臨時避難所となる建物の安全確認や施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議する。（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施）

- ・臨時避難所を開設する場合を想定して、職員等の具体的な役割分担、手順を確認する。

イ 近隣市町村の指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ協定等を結ぶなど、当該市町村の協力を得る。

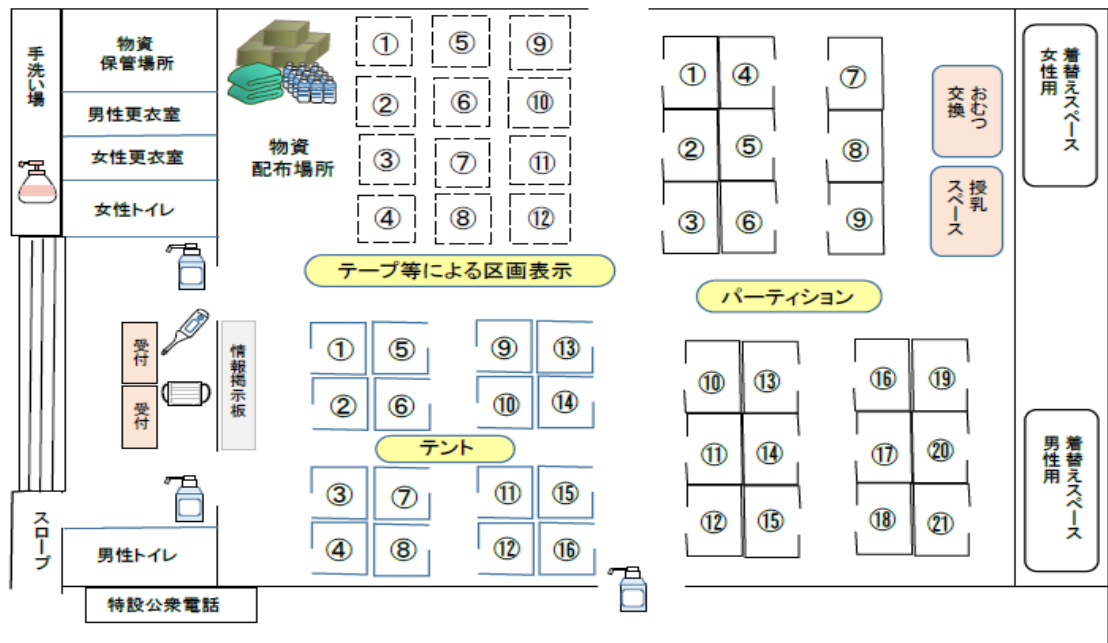
ウ 臨時避難所への支援体制の構築

- ・適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

(4) 避難所のレイアウト等の検討

ア 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討し、収容人員数を明らかにし開設が必要な避難所を確保する。

<一般用避難スペースのレイアウト（例）>



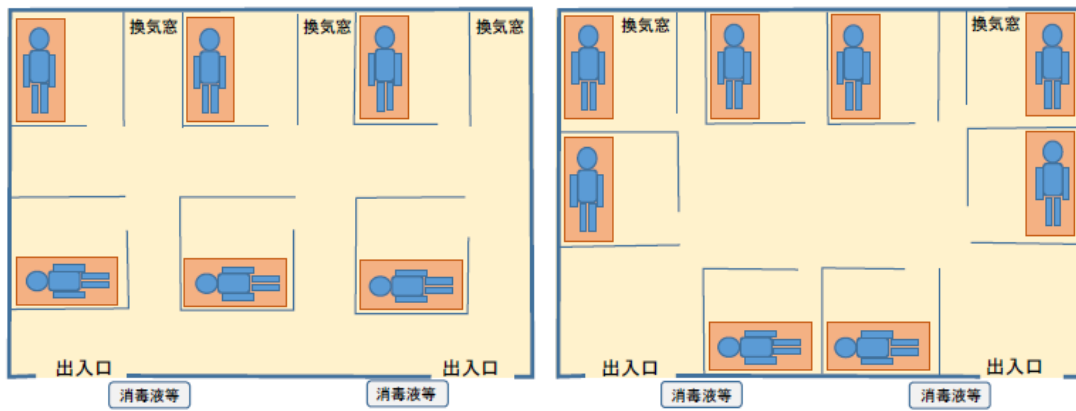
イ 発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

ウ 専用スペース設定可能避難所（資料1）

| No | 施設名 | 退避利用面積 (㎡) | 最大収容人数 (3.3㎡) | コロナ時収容人数 (13㎡) |
|----|------------|------------|---------------|----------------|
| 1 | 上富良野小学校 | 5, 3 3 5 | 1, 6 1 6 | 4 1 0 |
| 2 | 上富良野中学校 | 5, 4 1 6 | 1, 6 4 1 | 4 1 6 |
| 3 | 上富良野西小学校 | 2, 8 9 6 | 8 7 7 | 2 2 2 |
| 4 | 東中小学校 | 1, 8 1 1 | 5 4 8 | 1 3 9 |
| 5 | 社会教育総合センター | 3, 8 5 0 | 1, 1 6 6 | 2 9 6 |

※収容人員は、間仕切り・テント等未使用の場合

<専用スペースのレイアウト（例）>



エ 人との接触機会を軽減するため、極力通路は一方通行とし、入口・出口をそれぞれ設定する。

(5) 避難者の健康管理

避難者の健康状態の確認について、保健福祉課及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。また、感染症を疑った誹謗中傷が生じないように防止策を講じ、対応により差別的な態度に他の人が転化しないように、職員の言動や行動に注意する。

ア 医療関係者に対し、発熱者等の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。

イ 避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。

ウ 避難者の健康状態を入所時は「健康状態チェックカード」（資料2）、入所後は、「体調チェック表」（資料3）等により効率的に把握する。

エ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、富良野保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話をを行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を協議する

オ 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

(6) 発熱者等のための専用スペースの確保

ア 発熱者等のために専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。

○体育館が避難所となる学校施設では空き教室等の活用を検討する。

○専用のトイレ確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。

イ 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。

ウ 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニールシート及びテント等を準備する。

- エ 各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難所（個室が確保しやすい施設）の設置を検討する。
- (7) 専用スペース内での職員待機場所等の確保
- ア 職員を媒体とした感染の拡大、職員の安全確保の為、職員待機場所を避難者と離れた場所に確保する。
- イ 各種作業等、防護服を着用した対応となるため、防護服を脱ぐための脱衣所を別に確保する。脱衣所には、防護服等を収容するための十分な量のゴミ袋、ゴミ箱（足で開閉するタイプ）、消毒用具を用意する。
- ウ 待機場所や脱衣所は、立入禁止テープの設置や張り紙の掲示等により、避難者が立ち入らないような措置を講じる。
- (8) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応
- 軽症の場合であっても、一般の避難所に滞在することは適当でないため、富良野保健所との間で事前に協議を行い、別の避難先、移送方法及び移送する際の役割分担、濃厚接触者の対応についてあらかじめ決めておく。
- (9) 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応
- 富良野保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等についてあらかじめ決めておく。
- (10) 住民への周知
- 防災無線、広報誌及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。
- ア 在宅避難
- 自宅の災害の危険性を確認し安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。
- イ 指定避難所及び臨時避難所への避難
- 自宅からの適切な避難所を確認すること。
- ウ 避難所以外への避難の検討
- ・縁故避難～安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
 - ・青空避難～公共駐車場、学校のグラウンド等における車中泊やテント泊を検討すること。
 - 換気等を十分行うよう注意する。
 - 車中泊は、エコノミークラス症候群対策に留意する。
 - 災害によっては、テント泊が適さない場合があることに注意する。
 - ・安全が確保できるホテル・旅館等への避難を検討すること。
- エ 必要な物資等の携行
- ・町の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、

マスク、消毒液、ビニール手袋、体温計及び清潔品（タオル、歯ブラシ）、メガネ、入れ歯、補聴器等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

- ・体調管理のため日頃より服用している薬、お薬手帳を携行すること。
- ・ウイルス付着対策として避難所内の通行用にスリッパか上履きを携行すること。

オ 避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合
避難所到着時に速やかに避難所勤務者等に申し出ること。

自宅療養者：自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等
濃厚接触者：新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触者
専用スペース：自宅療養者、濃厚接触者、発熱等有症状者が避難する専用の
避難所スペース

2 災害時の対応

(1) 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線等で次の事項を周知する。

ア 事前準備（10）記載事項

イ 臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等。

(2) 避難所における感染症対策

ア 避難所スタッフ参集時、検温を実施し体調に異状がないことをまず確認する。

イ 避難者や避難所勤務者は、頻りにハンドソープと水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット、手袋着用等の基本的な感染対策を徹底する。

ウ 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。

エ アルコール消毒液は、避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入所時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。

オ 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。

カ 手すり、ドアノブ等の人が接触する共用部分は、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム液0.05%）を含ませてしぼった布等でこまめに消毒する。トイレは、目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなく

ても1日3回（午前・午後・夕方）以上の複数回、消毒液を使用して清拭する。

キ 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的にまた目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

ク 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。

○換気は、定期的（1時間に2回程度）に行う。

○居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保し、パーティションやテントを活用する。

○感染者が発生した場合のことを想定し、各区画には番号を付与し、居住場所配置図を作成し管理する。

ケ ゴミは避難世帯ごと管理し、用意されたゴミ箱等にゴミ区分ごとに廃棄する。専用スペースで発生したゴミは、ゴミ袋を二重にして廃棄する。ゴミの処分方法については、環境省の廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき処分する。

コ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

サ 段ボールベット等の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。

シ 避難所内は、内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。

ス 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避を呼びかけるポスター等を掲示する。

セ 避難者が連れてきたペットを居住空間と分けた、滞在スペースを確保する。

（3） 避難者の受入れ

ア 受入れ準備

○事前受付にマスク（未装着者配布用）、避難所入口に手指消毒液を設置する。受付には、パーティションの設置、マスク、フェイスシールド、手袋、ガウン、エプロンなど可能な限りの防護策を講じる。

イ 受付

○「受付マニュアル」（資料4）により受付を行う。

○住所、性別、家族、要配慮の状況、体調の状況等を考慮して避難所内占有スペースを割振る。避難者自らが移動できるよう動線の分かる案内看板等を用意するが、準備が間に合わなかった場合は、逐次誘導する。

○避難者が何処にどの避難者、特に要配慮者がいるのか確認し、見取

図等を作成しておき、急病患者及び感染者が発生した場合に迅速な対応処置を可能にしておく。

(4) 車両避難者の受け入れ

車両避難車両は、到着順に駐車場に駐車させる。車中泊希望者は、受付にて駐車許可証を受領後、車両を車中泊駐車位置に移動させる。車中泊車両の駐車間隔は、乗・下車がしやすい間隔を確保する。この際、車中泊車両位置内において、発熱者等の車両は勤務員の誘導により離隔させて駐車させる。

(5) 避難者の健康管理

ア 避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。

○「健康状態チェックカード」「体調チェック表」を適宜利用する。

イ 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は、専用スペースに隔離し、医師の診察を受けさせる。

ウ 隔離者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は、定期的に行う。

エ 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

○車中泊避難者に、エコノミークラス症候群予防チラシを配布し、歩行や水分補給等を勧めるなど、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防について周知をはかる。

オ 高齢者・基礎疾患を有する者は、重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。その際、個人情報の取扱いには十分留意する。

(6) 食事・物資等の配布

食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設けたり、配布する時期を区域ごとにずらしたりする。なお、移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布する。

ただし、濃厚接触者や咳・発熱等の疑いがある人への食事の受け渡しは、直接行わず、部屋・テント等の前などにおいて渡す。

(7) 発熱者等の対応

ア 感染を防ぐためゾーニング（居住区分）を徹底し、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。このため、発熱者用の専用スペースやトイレを準備する。

イ 発熱者等の専用室等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食

事の供給等を行うための固定スタッフを配置する。当該スタッフには、
ゴーグル又はシールド・マスク・手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
ウ 発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむ
を得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボー
ル等で区切るなど工夫する。専用スペースが確保できない場合は、別途
検討する。

エ 発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診
察を受けさせる。発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。

オ 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受け
る場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は、医師及び富良野
保健所と事前に協議する。

(8) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

1 (7) の協議に基づき対応する。病院等に移動するまでは、一時的
に避難所専用スペース内個室または本人の私有車に隔離する。

(9) 自宅療養者及び濃厚接触者の対応

1 (8) の協議に基づき対応する。発熱者等専用避難所に移動するま
では、避難所専用スペース内個室又は本人の私有車に隔離、受入れ可能
ならば本人の私有車等で移動させる。徒歩で避難してきた場合は、移送
する。

(10) ペット同行避難者への対応

ア ペットの受入れ

ペットを伴った避難者を受け入れる際に、「同行避難動物登録票」に
記入してもらい避難状況を把握する。避難所でのトラブル防止のため、
飼い主自身が適正な飼養に努めること、飼養ルールや衛生管理の方法に
ついて飼い主に説明する。

イ 避難スペースの確保

動物が苦手な人やアレルギー体質の人に配慮し、避難者の生活場所と
違う場所で受け入れる。災害の種類、避難所施設の規模によりゲージ利
用ペット用テント、駐車場自家用車内等可能な限り一般の避難者と区分
して飼養するものとする。

ウ ペット同行避難ルールの周知、掲示の例

- 飼養場所（屋内・屋外、ゲージの有無）
- 給餌、後片づけ
- 保清、汚物等の処理